

写

4 台 監 第 5 4 号  
令和 4 年 9 月 5 日

台 東 区 長  
服 部 征 夫 殿

台東区監査委員 元 田 秀 治  
同 太 田 龍 彦  
同 本 目 さ よ

令和 3 年度台東区内部統制評価報告書の審査の結果について

「台東区監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

## 令和3年度台東区内部統制評価報告書審査意見書

### 1 審査の対象

「令和3年度台東区内部統制評価報告書」

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度台東区内部統制評価報告書の審査は、台東区長が作成した内部統制評価報告書について、台東区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

### 3 審査の実施内容

令和3年度台東区内部統制評価報告書について、台東区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「台東区監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

### 4 審査の結果

令和3年度台東区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、内部統制のリスクの選定については、「内部統制制度手順書」記載のとおり、監査等の指摘や過去に起こった事例、区民サービスや施設の安全管理など、多角的な視点で考えることとなっている。これらの視点に加え、リスク発生時に生命や財産に与える影響を十分に考慮し、他自治体の事故等から想定される事例も含めてリスクを選定することも必要である。このことにより、重大なリスクの発生を未然に抑制し、内部統制の実効性を高めることを望むものである。